

エステと副業 異業種タッグの手口



※エステサロンのイメージです

無料エステ体験でエステサロンに来店した際
「月1回、広告を自分のSNSに投稿をすれば
月1万円の報酬がもらえる副業がある」
などと勧誘され
高額な加盟金を支払って始めたものの
実際には、報酬が支払われず
事業者との連絡が取れなくなったという相談が
二十代の女性を中心に各地の消費生活センター等に
数多く寄せられています。

- ✓「無料体験」、「お試し施術」などを
きっかけにした勧誘には御用心！
- ✓高額な支払をするために
長期のクレジット契約を求められたら
要注意！
- ✓被害に遭ったらあきらめずに「188」へ！



詳細情報はこちらをチェック

<https://www.caa.go.jp/notice/caution/property/>



消費者庁

トラブルに
困ったら

消費者ホットライン

1 8 8

